

農業振興条例や農業振興ビジョンにつきましては、農業者の意向を尊重し、今後の農業施策の方向性について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、農地面積の推移についてであります。生産緑地面積においては、平成5年 19.57haであったものが、平成21年は 17.99haと、1割程度減少しております。

市街化区域内の農地面積におきましては、平成5年 70.67haであったものが、平成21年は 24.27haと、1/3程度に減少しております。

次に、農業振興の促進についてであります。現在、国が実施しております、米の生産調整制度にかかる、産地確立交付金及び、新需給調整システム定着交付金等の制度を活用し、農業振興を図ってまいります。

また、市民農園につきましては、市民農園補助金を交付し、土地所有者のご協力により、市内に3箇所市民農園を開設し、市民が農業に触れる貴重な場所として活用いただいております。

しかしながら、土地所有者の方の相続の関係などに市民農園の開設区画数は、平成5年、5箇所 297区画から、平成21年は、3箇所 163区画と、減少しているのが現状でございます。

次に、「門真れんこん」の掘り手育成のボランティアについてであります。門真市の特産品であるれんこんは、粘土質の土壌で、栽培されているのが特徴でありまして、掘り出しは大変困難な作業となっております。

また、掘っている途中で節が折れたりしますと、商品価値が大きく下がってしまうなど、慎重な作業が必要であると伺っております。

一方、生産者の高齢化に伴い、後継者の育成が求められている現状から、生産者の意向を尊重しながら、その一助としてボランティア等を活用することについては、今後の課題と考えております。

次に、防災協力農地登録制度についてであります。本市の地域防災計画では、応急仮設住宅候補地として、市立運動広場、東打越防災用資材置き場があり、避難所として、広域避難所1箇所、また一時避難地として、32箇所の公園等を指定しております。

従いまして、十分な避難所等を確保しているものと認識しております。

次に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」における「農空間保全地域制度」の指定についてであります。この制度は遊休農地の解消を円滑に進めるための手続きを、定めたものであり、北島地区においては、平成17年から農地所有者によるまちづくりに向けた取り組みがすすめられていること、平成22年度の都市計画の線引き見直しで想定されていることなど、農地所有者が将来の土地利用について、いろいろ検討されている段階であることから、20年度での指定を見送ったものであります。

今後「北島地区まちづくり」の進捗状況によっては、農地所有者の意向を踏まえ制度の追加指定について対応して参りたいと考えております。

なお、市街化区域内の生産緑地につきましては、「農空間保全地域制度」に指定されております。